土　総　第２５０号
令和７年７月３０日

島根県建設産業団体連合会　会長　　様

島根県土木部長
（土木総務課）
（技術管理課）
島根県総務部長
（営繕課）

現場技術者の専任合理化について（通知）

このことについて、別添のとおり島根県関係各課あて通知しましたので、貴会会員へ周知していただき、適切な対応をよろしくお願いします。

特記仕様書（島根県ホームページに掲載）
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/tokureisiyousyo.html

（写）

土　総　第２５０号
令和７年７月３０日

総務部営繕課長　様
各県民センター所長　様
防災部消防総務課長　様
隠岐支庁各局長　様
農林水産部各課長　様
各農林振興センター所長　様
各水産事務所長　様
土木部各課長　様
土木部各地方機関の長　様

土木総務課長
（建設産業対策室）
技術管理課長
営繕課長

現場技術者の専任合理化について（通知）

令和７年１月23日付け土総第632号にて通知を行ったこのことについて、下記のとおり取扱いを変更しますので、適切な対応をよろしくお願いします。

なお、このことについて別途、島根県建設産業団体連合会あて通知していることを申し添えます。

記

１　主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任について（建設業法第 26 条第 3 項）

１）建設業法第２６条第３項第１号による緩和（以下「専任特例１号」という）

請負金額が４千５百万円以上1億円未満の工事（建築一式工事は　９千万円以上２億円未満）を対象とし、その工事に配置される主任技術者又は監理技術者（以下：監理技術者等という）との連絡、その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という）を配置するとともに、工事現場における施工体制、現場状況等を、情報通信技術等を利用して確認するための措置を講じた場合、当該工事を含め２件の工事の兼務を可能とする。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱うこととする。

また、連絡員については、監理技術者制度運用マニュアル　三、（２）、①、4）の定めによることとする。

①対象工事

以下の(1)から　(5)を全て満たしていること。

(1) 島根県（総務部・農林水産部・土木部）が発注する工事であること。

(2) 建設工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事であること。

(3) 請負金額が４千５百万円以上１億円未満（建築一式工事においては９千万円以上２億円未満）の工事であること。

(4) 入札方式が総合評価方式の場合、特別簡易型又は特別簡易型（地域維持型）であること。

(5) 土木一式工事にあっては、技術的難易度Ｉの工事であること。（別紙参照）

②専任特例１号を適用するための要件

以下の(1)から(7)をすべて満たしていること。

(1) 兼務が可能な工事現場の範囲は、隣接の県土整備事務所管内（隠岐を除く）までとし、現場間の移動時間が２時間以内であること。

(2) 監理技術者等が遠隔から指示をするための連絡員を、各工事に配置すること。

なお、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有する者であり、当該建設工事への専任、常駐は求めない。

また、連絡員の雇用形態については直接的・恒常的雇用関係は求めないが、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うものである。

(3) 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムが当該工事及び兼務する工事の現場に設置されていること。

(4) 当該工事現場以外から現場状況を確認するための、映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン・タブレット・テレビ会議システム等）が、当該工事及び兼務する工事の現場に設置（携帯）されていること。

(5) 工事箇所及びその周辺において、移動体通信による画像等の送受信が十分に安定して行える通信環境が確保されていること。

(6) 当該建設工事の受注者が注文者となった下請け契約から数え、下請け次数が 3 を超えないこと。

(7) 兼務する建設工事の数は当該工事を含め２を超えないこと。

③入札契約手続きにおける取扱いについて

(1) 対象工事については、専任特例１号を適用する監理技術者等（以下「専任特例１号技術者」という）の配置を認める旨を入札公告に記載すること。

(2) 専任特例１号技術者については、現在従事中の工事（兼務する工事）が専任特

例１号の対象工事であり、１　１）　①及び②の要件をすべて満たすこと。

(3) 同一技術者を、専任特例１号技術者として他工事の入札に同時申請することは可能であるが、専任特例１号技術者として申請した技術者は、落札決定までの間、監理技術者へ変更することは認めない。

(4) 連絡員の確認のため、競争参加資格確認申請（以下「資格確認申請」という）の際に連絡員等届の提出を求めること。

(5) 情報通信技術等の確認のため、連絡員等届にて使用するシステムが、２　１）②の(3)に上げるシステムであることを確認すること。

(6) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、低価格入札者として契約を締結する場合は、配置予定技術者及び増員する技術者に専任特例１号技術者を配置することは認めない。

(7) 入札公告文例については別添のとおりとする。

④適用工事の施工中における取扱いについて

(1) 監督職員は当該建設工事及び兼務する建設工事において、１　１）②の(3)により利用するシステムの措置が講じられていることを確認すること。

(2) 監督職員は１　１）②の(5)の通信環境を確認すること

(3) 工事を請け負った建設業者は人員配置計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこととし、当該計画書を建設業法施行規則第２８条の帳簿保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

また、人員配置計画書は施工計画書と合わせて提出させること。

(4) 落札決定後において、１　１）①及び②の要件を満たさなくなった場合は当該技術者の兼務は認めない。

(5) 落札決定後において、１　１）①及び②の要件を満たすこととなった場合は、当該技術者の兼務を認めることとし、専任特例１号を適用する場合は、入札契約手続きにおける取扱いに準じて、受注者に連絡員等届を提出させて、要件を満たしていることを確認すること。

また、施工計画書の現場組織表等に反映させて、人員配置計画書とともに提出させること。

２）建設業法第２６条第３項第２号による緩和（以下「専任特例２号」という）

請負金額が１億円以上２億円未満の工事又は許可区分が特定建設業に指定されている工事で、監理技術者補佐を専任で配置することにより、当該建設工事を含め２件の工事の兼務を可能とする。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱うこととする。

①対象工事

以下の(1)から(5)を全て満たしていること。

(1) 島根県（総務部・農林水産部・土木部）が発注する工事であること。
(2) 建設工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事であること。
(3) 主たる営業所の所在地が県内にある者のみを対象とした工事であること。
(4) 入札方式が総合評価方式の場合、特別簡易型又は特別簡易型（地域維持型）であること。
(5) 請負金額が１億円以上２億円未満の工事であること。

②専任特例２号を適用するための要件

以下の (1) から (5) をすべて満たしていること。
(1) 工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。
(2) 監理技術者補佐は、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用であること。
(3) 兼務が可能な工事場所の範囲は、隣接の県土整備事務所管内までとする（隠岐を除く）。
(4) 下請総額が、５千万円以上（建築一式工事は８千万円以上）の工事であること。
(5) 専任特例２号を適用する監理技術者（以下「専任特例２号技術者」という）が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

③入札契約手続きにおける取扱いについて

(1) 対象工事については、専任特例２号技術者の配置を認める旨を入札公告に記載すること。
(2) 資格確認資料の申請時に専任特例２号技術者となりうるものを配置予定技術者として申請する場合は、従前どおり３人までの複数申請を可能とするが、監理技術者補佐については、１工事に対して１人の申請とし、他工事との同時申請は認めない。
(3) 専任特例２号技術者については、兼務先となる現在従事中の工事で監理技術者である者又は専任特例２号対象工事の技術者として申請している者であること。
(4) 同一技術者を専任特例２号技術者として他工事の入札に同時申請することは可能であるが、専任特例２号技術者として申請した技術者は、落札決定までの間、監理技術者へ変更することは認めない。
(5) 監理技術者補佐を申請する場合は、別添、様式１「監理技術者補佐届」を提出すること。
(6) 監理技術者補佐は、補佐の対象となる専任特例２号技術者を資格確認申請の際に指定すること（複数指定も可）。
(7) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、低価格入札者として契約を締結する場合は、配置予定技術者及び増員する技術者に専任特例２号技術者を配置することは認めない。
(8) 入札公告文例については別添のとおりとする。

④適用工事の施工中における取扱いについて

(1) 落札決定後において、１　２）①及び②の要件を満たさなくなった場合は当該技術者の兼務は認めない。

(2) 落札決定後において、１　２）①及び②の要件を満たすこととなった場合は、当該技術者の兼務を認めることとし、専任特例２号を適用する場合は、入札契約手続きにおける取扱いに準じ、監理技術者補佐届を提出させて、要件を満たしていることを確認すること。

また、施工計画書の現場組織表等に反映させて提出させること。

(3) 専任特例２号技術者が同一工事の現場代理人を兼任することは認めない。

(4) 監理技術者補佐が他工事の現場代理人を兼任することは認めない。

２　営業技術者等の専任工事現場の兼任について（建設業法第２６条の５）

１）建設業法第２６条の５による緩和（以下「営業所技術者等の兼務の緩和」という）

営業所技術者等は、請負金額が１億円未満の工事（建築一式工事は２億円未満）を対象とし、その工事に連絡員を配置するとともに、情報通信技術等を利用して、工事現場における施工体制、現場状況等を確認するための措置を講じた場合に、遠方（片道１時間を超え、２時間以下）の工事（専任、非専任を問わない）１件の兼務を可能とする。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱うこととする。

①対象工事

以下の (1) から (3) を全て満たしていること。

(1) 島根県（総務部・農林水産部・土木部）が発注する工事であること。

(2) 営業所技術者等が置かれている営業所で締結した請負契約に係る建設工事であること。

(3) 当該工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事においては２億円未満）の工事であること。

②営業所技術者等の兼務の緩和を適用するための要件

以下の (1) から (7) をすべて満たしていること。

(1) 兼務が可能な工事現場の範囲は、隣接の県土整備事務所管内（隠岐を除く）までとし、営業所と現場間の移動時間が２時間以内であること。

(2) 営業所技術者等が遠隔から指示をするための、連絡員を当該建設工事に配置すること。

なお、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有する者であり、当該建設工事への専任、常駐は求めない。

また、連絡員の雇用形態については直接的・恒常的雇用関係は求めないが、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うこと。

(3) 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、

CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが当該工事現場に設置されていること。

(4) 当該工事現場以外から現場状況を確認するための、映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（タブレット、テレビ会議システム等）が当該工事及び営業所に設置（携帯）されていること。

(5) 工事箇所及びその周辺において、移動体通信による画像等の送受信が十分に安定して行える通信環境が確保されていること。

(6) 当該建設工事の受注者が注文者となった下請け契約から数え、下請け次数が3を超えないこと。

(7) 兼務する建設工事の数は1を超えないこと。

③入札契約手続きにおける取扱いについて

(1) 対象工事については、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等の配置を認める旨を入札公告に記載すること。

(2) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等については、2　1)、①及び②の要件をすべて満たすこと。

なお、専任を要しない近隣（片道1時間以内）の工事との兼務については、従来どおりの取り扱いとするが、営業所技術者等の兼務の緩和との併用は認めない。

(3) 同一技術者を、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等として他工事の入札に同時申請することは可能であるが、営業所技術者等の兼務の緩和として申請した技術者は、落札決定までの間、監理技術者等へ変更することは認めない。

(4) 連絡員の確認のため、資格確認申請の際に連絡員等届の提出を求めること。

(5) 状通信技術等の確認のため、連絡員等届にて提出を求め、2　1)②の(3)に上げるシステムであることを確認すること。

(6) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等として申請した技術者は、落札決定までの同一人物における監理技術者への変更については、やむを得ない場合を除き認められない。

(7) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、低価格入札者として契約を締結する場合は、配置予定技術者及び増員する技術者に営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等を配置することは認めない。

(8) 入札公告文例については別添のとおりとする。

④施工中における取扱いについて

(1) 監督職員は当該建設工事において、2　1)②(4)により利用するシステムの措置が講じられていることを確認すること。

(2) 監督職員は2　1)②(6)の通信環境を確認すること。

(3) 工事を請け負った建設業者は人員配置計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこととし、当該計画書は建設業法施行規則第28条の帳簿保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

また、人員配置計画書は施工計画書と合わせて提出させること。

(4) 落札決定後において、２　１）①及び②の要件を満たさなくなった場合は当該技術者の兼務は認めない。

(5) 落札決定後において、２　１）①及び②の要件を満たすこととなった場合は、当該技術者の兼務を認めることとし、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する場合は、入札契約手続きにおける取扱いに準じて、受注者に連絡員等届を提出させて、要件を満たしていることを確認すること。

また、施工計画書の現場組織表等に反映させて、人員配置計画書とともに提出させること。

３．留意事項

(1) 同一の監理技術者等が、専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場及び営業所技術者等の兼務の緩和を活用した現場を兼務することはできない。

４．適用日

令和７年８月１日以降、島根県総務部、土木部及び農林水産部が入札公告又は見積依頼を行う建設工事から適用する。

（問い合わせ先）

入札契約手続き・施工中の取扱いに関すること

土木総務課建設産業対策室

TEL：0852-22-5388

対象工事（土木工事）に関すること

技術管理課公共事業調整スタッフ

TEL：0852-22-6198

対象工事（営繕工事）に関すること

営繕課企画係

TEL:0852-22-5223

別紙

技術的難易度Ⅰ	技術的難易度Ⅱ
1)切土 ●高さ（※2）２０m未満の場合（作業条件に制約が少ないもの）ただし、地すべり区域内での切土を除く	1)切土 ●高さ（※2）２０m以上の場合 ●高さ２０m未満の場合 （作業条件に制約があるもの） ●地すべり区域内の場合 ●岩盤掘削
2)盛土 ●高さ（※2）１０m未満の場合（作業条件に制約が少ないもの）ただし、軟弱地盤上での盛土を除く	2)盛土 ●高さ（※2）１０m以上の場合 ●高さ１０m未満の盛土 （作業条件に制約があるもの） ●軟弱地盤上の場合
—	3)地盤改良
—	4)アンカー （グラウンドアンカーを含む）
5)現場打擁壁 ●直高５m以下で無筋の場合	5)現場打擁壁 ●左記以外の場合
6)ブロック積擁壁	6)井げた組擁壁
—	7)補強土壁
—	8)現場打ボックスカルバート
9)砂防ダム又は治山ダム（※3） ●当該工事以前に着工しており、基礎部の施工を伴わない場合	9)砂防ダム又は治山ダム（※3） ●基礎部の施工を伴う場合
10)コンクリート二次製品設置（水路、鍬止め、ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁等）	—
—	11)橋梁下部
—	12)鋼橋コンクリート床版
13)側溝・道路付属物等の補修	—
—	14)護岸・堤防等の補修
—	15)トンネル本体の補強・補修、橋梁本体の補強・補修
—	16)下水道管渠及び電線共同溝
—	17)ため池堤体
18)ほ場整備（暗渠排水）	18)ほ場整備（区画整理）
19)畑地かんがい（管路）	19)畑地かんがい（ファームポンド、機場）
—	20)技術的難易度Ⅰに属する工事のうち発注金額が1～2億円の場合
21)上記の他 ●技術的難易度が低い工事	21)上記の他 ●技術的難易度Ⅰに属さない工事 ●社会的要請（工程管理、品質管理、環境対策、安全対策等）が高いと判断した工事